

改葬許可の手続きについて

■ 改葬とは

改葬とは、すでに墓地(墳墓)・納骨堂などに納めた遺骨を別の墓地(墳墓)・納骨堂に移すことをいいます。そのため「火葬後に初めて遺骨を墓地などに納める場合」や、「分骨」や「散骨」、「墓地などに納めた遺骨を改葬先の墓地を決めずに自宅へ引き取る場合」などは改葬にはあたりません。改葬をする場合には、現在遺骨が納められている墓地(墳墓)・納骨堂などが所在する自治体から改葬許可を受ける必要があります。

■ 改葬手続きの一般的な流れ

	現在の墓地	申請者	改葬先の墓地	市役所
1-1 現墓地の確認	○	← 改葬の意向等		
1-2 改葬先の墓地の決定		改葬先の決定 →	○	
2 改葬許可証を入手		書類の入手	→	○
3-1 埋蔵証明書	○ 交付する	← 依頼する ○		
3-2 受入証明書		依頼する → ○ ←	○ 交付する	
4 改葬許可申請書の提出		市へ提出する	→	受付・審査
5 改葬許可証の交付		受領	←	交付
6 遺骨の移動	遺骨を取り出す ←	○ ○	→ 遺骨を納骨する 改葬許可証の提示	

1-1 現在の墓地管理者に確認をする。	手続きを始める前に、現在使用している墓地管理者に連絡し、改葬する旨をお伝えください。 墓地管理者によっては、契約に基づく手続きがある場合や、改葬許可申請書を用意している場合があるため、ご確認ください。また、その際に納骨されている遺骨が何体あるか、火葬骨か土葬骨かの種別を必ずご確認ください。
1-2 改葬先の墓地・納骨堂を決める。	手続きを始める前に、改葬先の墓地管理者に連絡を取り、遺骨を移す墓地・納骨堂を決めてください。

2 改葬許可申請書を入手する。	現在使用している墓地・納骨堂が所在する自治体から改葬許可申請書の用紙を入手してください。 各自治体のホームページからダウンロードしたものを印刷して使用してください。
3 改葬許可申請書を作成する。	必ず記入例を参照のうえ、改葬許可申請書に必要事項を記入してください。 現在使用している墓地の管理者(自治会長、住職など)から、改葬許可申請書の墓地管理者証明欄に記入・証明印(埋蔵・収蔵証明)をもらってください。 埋蔵・収蔵証明をもらうための手続きについては、墓地管理者に必ず確認してください。 現在の墓地の使用者本人以外の方が改葬の申請をする場合には、墓地の使用者本人の承諾等が必要となります。 改葬先の墓地管理者から墓地の使用許可証(使用権利証、使用承諾証など)または遺骨の受入証明書を入手してください。 埋葬者の死亡が確認できる書類として、死体埋火葬許可証の写し、除籍謄本などを用意してください。
<u>4 改葬許可申請書と必要書類を提出する。</u>	改葬許可申請書の記入を終えたら、現在使用している墓地・納骨堂などが所在する自治体に必要書類とともに申請書を提出してください。 ☐改葬許可申請書(兼埋蔵・収蔵証明書) ☐埋火葬許可証の写しまたは除籍謄本など ☐墓地等の受入証明書 ☐墓地使用者と申請者が異なる場合は委任状・承諾書
<u>5 改葬許可証を受け取る。</u>	ご提出いただいた改葬許可申請書に基づき市役所が改葬許可証を交付します。 原則として、改葬許可証に有効期限はありませんが、墓地管理者によっては有効期限を定めている場合もありますのでご確認ください。 また、改葬許可証を紛失してしまうと、改めて申請を一からやり直していただく場合がありますので、交付後はすみやかに遺骨の移動を行ってください。
6 遺骨の移動を行う。	現墓地の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出します。 その後、改葬先の墓地管理者へ改葬許可証を提出し、遺骨を納めてください。 ※一般的に、遺骨を取り出す際には、墓地管理者に改葬許可証を見せる必要がありますが、墓地管理者によっては、改葬許可証交付前に遺骨の取り出しが必要な場合がありますので墓地管理者にご確認ください。

改葬許可書の申請先について

こんなとき	申請先
米原市内の墓地から米原市外の墓地へ改葬する	米原市
米原市内の墓地から米原市内の別の墓地へ改葬する	米原市
米原市外の墓地から米原市内の墓地へ改葬する	墓地のある市町村

■ 申請者について

原則として、現在遺骨が納められている墓地使用者（名義人）が申請することができます。

- 現在の**墓地使用者本人以外の方が**改葬の申請をする場合には、墓地使用者の**承諾**が必要となります。
- 現在の墓地使用者が亡くなっているときは、墓地使用者名義の変更が必要な場合があります。その場合は、ご親族の方が現在の墓地の管理者に連絡を取り、相談をしてから改葬の手続きをしてください。
- 現在の墓地使用者が不明な場合は、現在の墓地管理者(自治会長、住職など)にご確認ください。

■ 改葬許可申請時に必要な書類

・改葬許可申請書（1 体および複数用）

- 納骨（埋葬・収蔵）の証明も兼ねていますので、遺骨を埋葬・収蔵している霊園、寺院、**共同墓地の場合は自治会長などの墓地管理者の証明**を受けてください。
- 提出書類に不備があった場合に備えて、昼間でも連絡が可能な電話番号を改葬許可申請書に忘れずに記入してください。

・埋葬者の死亡が確認できる書類

- 死体埋葬許可証の写し、戸籍謄本、除籍謄本、火葬許可証など

・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し

・改葬先の墓地の受入証明書の写し（遺骨を受入れる証明です）

・申請者と墓地使用者が異なる場合は委任状または承諾書（任意様式）

■ 申請方法・手数料について

・窓口申請

- 取扱窓口：市民部環境政策課（米原市役所本庁舎 3 階）
- その他の事務所ではお取り扱いしていませんのでご注意ください。
- 取扱時間：午前 9 時から午後 4 時 45 分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日と年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）はお取り扱いできません。）
- 証明書の受領を郵送で希望される場合は、住所・宛名を記入し、切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。なお、料金不足の場合は申請者様のご負担となります。

・郵送申請

郵送での改葬許可申請も可能です。必要書類の他に、住所・宛名を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封して郵送してください。定型郵便の場合は 110 円の切手を貼付してください。なお、料金不足の場合は申請者様のご負担となります。

■ 手数料

改葬許可証の手数料は無料です。

※ただし、除籍謄本など申請手続きに必要な添付書類の交付手数料は有料です。

■ 改葬許可証の交付（申請から数日かかります）

提出いただいた改葬許可申請書の内容を確認して、改葬許可書を交付します。

■ 注意事項

申請書に記入する際には、ボールペンを使用し、消えるペンや鉛筆は使用しないでください。

改葬許可の申請にあたって、ご提出いただいた書類の内容によっては、追加で必要書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

改葬の申請については、現在遺骨が納められている墓地(墳墓)・納骨堂などが所在する市区町村が申請先になります。市区町村によって取り扱いが異なりますので、申請をする際には、必ず申請先の自治体にご確認ください。

墓地管理者によっては、出される書類の名称が掲載している必要書類の名称と異なる場合がありますが、書類の内容などについてよくご確認ください。

例：「埋蔵証明された改葬許可申請書」のことを「改葬許可証」と呼ぶなど。

円滑な改葬手続きが行えるよう、墓地管理者・申請先市区町村の改葬担当に手続きの流れなどを事前によくご確認ください。

■ 改葬許可申請書の提出前にご確認ください

- ☞ 申請書に必要事項はもれなく記載されているか
- ☞ 埋蔵・収蔵証明となる墓地管理者の押印はされているか
- ☞ 死亡年月日のわかる書類はあるか（埋葬許可証または除籍謄本など）
- ☞ 改葬の場所が確認できる書類はあるか（墓地の使用許可証や遺骨の受け入れ証明）
- ☞ 申請者と墓地使用者は同じか（違う場合は委任状や承諾書を確認）

提出先およびお問い合わせ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016

市民部 環境政策課 Tel.0749-53-5112

よくある質問／改葬にあたらな場合の手続きなどについて

■ 墓地の場所や墓地の管理者がわからない場合

- 市の墓地台帳に記載がある墓地は、墓地の場所や管理者をお伝えできます。
- ただし、墓地内のお墓について、どなたのお墓なのか、遺骨が何体あるのかといったご質問については、市では墓地を管理していないためお答えできません。

■ 火葬後、一度も納骨せずに、そのまま自宅に保管していた遺骨を墓地などに納める場合について

- 改葬には当たりません。火葬後にお渡ししている火葬済証明された埋火葬許可証を納骨先の墓地管理者に提出してください。

- 埋火葬許可証を紛失してしまった場合について
 - 骨壺の中もしくは骨壺を納めた桐箱の中に一緒に入っている場合もありますのでご確認ください。
 - 骨壺の中にもなく、完全に紛失した場合には、ご遺体を火葬した火葬場から火葬済証明書の発行を受けたうえで、死亡届を受理した市区町村で埋火葬許可証の再発行の手続きをする必要があります。
 - 死亡届を受理した市区町村を確認したい場合は、死亡者の戸籍謄本などでご確認できます。

- 墓地などに納めた遺骨を改葬先の墓地を決めずに自宅へ引き取る場合について
 - 改葬には当たりません。遺骨を引き取った後にいずれかの墓地に納骨するときなどに備えて、墓地管理者に埋蔵証明書や遺骨引き渡し証明書を交付してもらうよう依頼ください。

- 散骨をする場合について
 - 改葬には当たりません。米原市では、散骨について届出や許可申請などの制度はありません。散骨業者などに散骨を依頼する場合には、必要書類などについて散骨業者にご確認ください。

- 墳墓の立て直しをする場合について
 - 改葬には当たりません。墳墓の立て直しに関しては墓地管理者にお問い合わせください。

- 改葬費用に関して、市の補助金制度はあるか。
 - ありません。